みんなで防ごう！りんご黒星病

令和元年産りんごの黒星病被害は、平成30年産と比較して少なかったものの、りんご黒星病の菌が園地からいなくなったわけではありません。

りんご黒星病の菌は落葉に潜伏・越冬し、春になると飛散する恐れがあることから、消雪後の作業が大切です。しかし、個々の生産者の自助努力だけでは限界があることから、地域が一体となった取り組みが必要となります。

そこで、これらに対応するため、来年度市で実施する予定の支援策を紹介します。

りんご黒星病耕種的防除対策事業

りんご黒星病の菌密度を下げるため、耕種的防除（落葉処理作業、りんご黒星病の被害葉・被害果の処理作業）に要する経費を補助します。

▼交付対象　市内に住所を有するりんご生産者、市内に住所を有する２戸以上のりんご生産者で構成された団体、農地所有適格法人
▼交付金額　対象経費（人件費、機材リース費など）の２分の１（実施面積により上限あり）

▲補助金を活用した落葉収集作業の様子

りんご黒星病発生防止対策事業

りんご黒星病などの病害虫のまん延防止を図るため、放任樹の伐採、伐根、撤去に要する経費を補助します。今年度は同様の事業の活用により16件、合計約9.3ヘクタールの放任園が解消されました。

▼交付対象　組織および運営に関する規約などがある地域の団体（共同防除組合、町会など）
▼交付金額　放任園の状況調査、伐採等に係る交渉等に関する費用…１万5,000円（定額）／放任樹の伐採等に関する費用…10アールあたり４万4,683円以内（100円未満切り捨て）
※18本未満の場合は、１本あたり2,482円以内（100円未満切り捨て）

▲事業を活用した葛西さん

周辺の農家が病害虫の被害に頭を悩ませていましたが、なんとか園主からの了承を得ることができたので、市の事業を活用しました。放任樹を伐採するなどして、地域みんなで協力して放任園を解消することができました。

※今回紹介した２つの事業は、令和２年第１回市議会定例会における予算案の可決をもって実施します。詳しくは、りんご課（市役所３階、☎40-7105、ファクス38-5870）へお問い合わせください。

今から考えよう。りんご園の継承

農家の高齢化や後継者不足などにより、農薬散布や草刈りなどの管理がされなくなった園地を放任園と言います。

放任園は、りんご黒星病をはじめとした病気や害虫の温床となり、周囲の農地に被害を及ぼすことから喫緊の課題となっています。

放任園になる前に農地を貸したり売ったりすることで、円滑に農地を継承していくことも必要です。地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理機構に相談してみましょう。

農地を貸したい・売りたい人へ

▲農業委員の白濱さん

農地の売買・貸借は、農地が必要な人を探すところから始まりますが、農地を貸したい・売りたい人と借りたい・買いたい人、それぞれの事情や状況などが合致してはじめて成立するので、早めの相談が大切です。

農業委員会は、地域の農地に関する出し手・受け手の情報などを必要な人に提供するなど、さまざまな支援を行っているので、まずはお気軽に相談してみてください。

▲農地中間管理機構事業推進員の阿部さん

農地中間管理機構では、農地の借り入れや集積、集約化を行い、農業の担い手などへの貸し付けをしています。

農地の貸し手（地域や個人）は、一定の要件を満たした場合、協力金を受け取ることができるなどのメリットがあります。また、全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。耕作する予定のない、または耕作していない農地を、担い手に積極的に貸し付けてみませんか。

りんご園地継承の体験談

放任園になる前の農地の継承は、新規就農者の農地の確保にもつながります。平成27年から農地を借りて、新たに農業を始めた相馬さんに話を聞きました。

現在はりんごを栽培・販売しています。以前は企業に勤めていましたが、経営者として自分の意思を反映できる農業経営に魅力を感じ、りんごに興味を持ち始めました。りんご農家が年々減少している現状を目の当たりにし、４年前に就農を決意しました。

もともと農家ではないので、農地を新たに借りる必要がありました。また、非農家出身で新規就農する場合、更地に木を植えてからりんごが収穫できるようになるまで収入がないと困るので、立木付きの園地を探していました。そこで、農業委員に事前に相談をしたり、地域の人と積極的に交流をしたりして情報収集に努めることで、条件の良い畑を見つけることができました。地域の人との交流は、就農後にいろいろ教えてもらったり、協力し合ったりすることもできるのでとても助かっています。

放任園になったりんご園の園主や親族に話を聞いてみると、「生産の中心人物が亡くなり、家族でりんご栽培をできる人がいなかった」や、「まだまだ栽培しようと思っていたけれども、病気で園地に行けなくなり、放置せざるを得なかった」など理由はさまざま。

いつ何があるかわからない事態に備えて、りんごの園地をスムーズに移行できるように考えておきましょう！

■問い合わせ先　農地に関する相談、農地の売買・貸借に関すること、農業委員・農地利用最適化推進委員に関すること…農業委員会事務局（☎40-7104）／農地中間管理機構（農地の貸借のみ）に関すること…農政課（☎40-0767）